

特集 集中豪雨

災害お見舞い

去る九月二十四・二十五日の集中豪雨により、被害を受けられた市民の皆さまに心からお見舞いを申し上げます。
 予測をはるかに超える大雨が、市内でも家屋の全壊をはじめ床上・床下浸水、田畑の冠水、道路、橋の損壊など大きな災害をもたらしました。十月十六日までに確認した被害総額は、四十六億円超となっております。現在復旧事業に全力で取り組んでいますが、ご不便をおかけしている現場もまだまだございます。国・県などの協議を要するものもあり、その査定の結果が出れば、直ちに発注する計画でございますので、いましばらくのご容赦をお願いいたします。
 なお、後述のとおり税・融資・福祉・福祉・福祉・住宅などの制度の中でできるだけの支援事業を実施いたしますので、被災状況にあわせて担当部署にお問い合わせください。
 被災者の皆さまが一日も早く元の生活に復帰できますよう、お祈りしながら今回の集中豪雨のお見舞いといたします。

平成十年十月二十日

南国市長 浜田 純



災害データ (抜粋)

住家被害	全壊	1棟
	半壊	3棟
	一部破損	15棟
	床上浸水	679棟
	床下浸水	937棟

田の冠水	289ha
道路の損壊	191か所
河川の損壊	80か所
崖くずれ	38か所

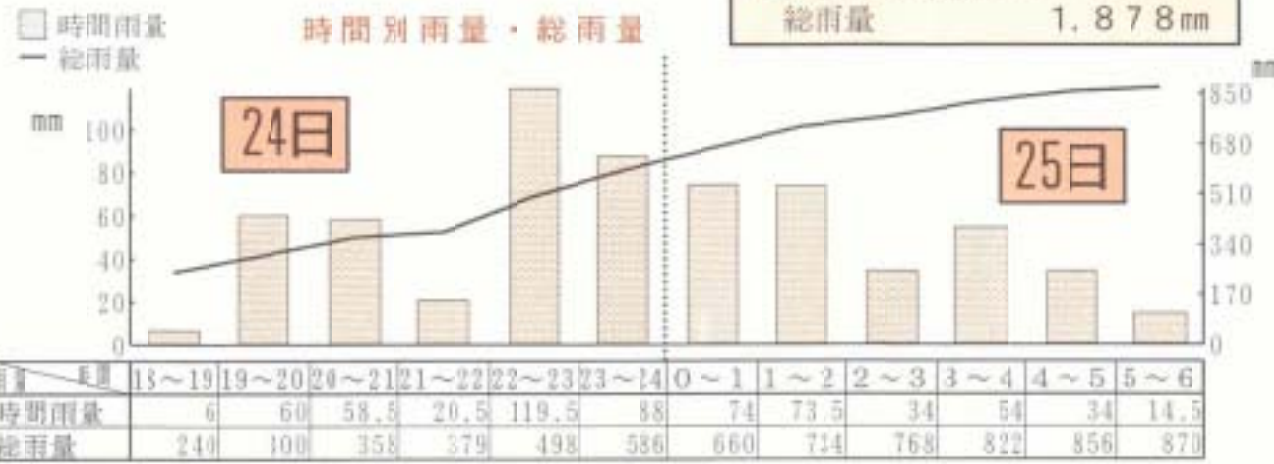
公立文教施設被害額	1億1,779万円
農林水産業施設被害額	12億9,000万円
公共土木施設被害額	17億7,000万円
農林産被害額	5億6,270万円
商工被害額	8億5,765万円
その他	6,592万円
被害総額	46億6,406万円

災害ゴミ	3,550 t
------	---------

(10月16日現在調べ)



▶ 9月24日0時～25日24時の
 総雨量 876mm
 ▶ 南国市の平成9年1～12月の
 総雨量 1,878mm



今回の集中豪雨は、半年分の雨が2日間で降ったことを、後免観測所のデータが証明しています。

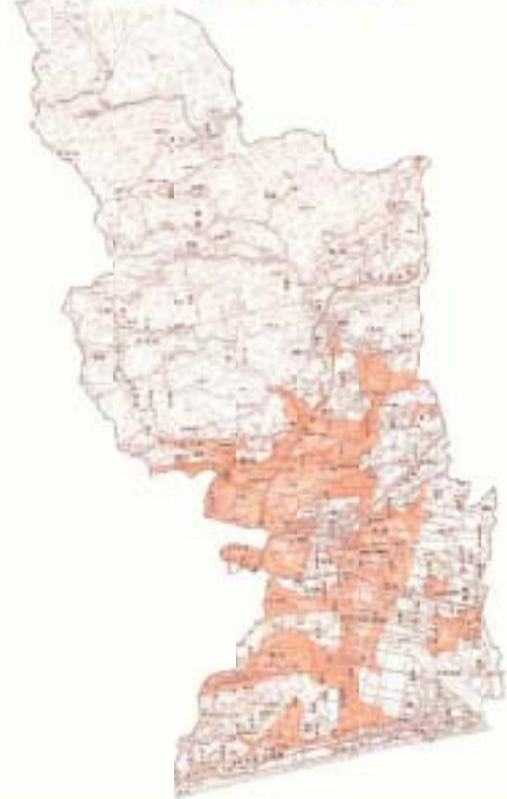
瞬時に被害の甚るる地震災害と異なり水害・洪水の発生は、じわじわと忍び込み、突然襲ってきたり、人の移動を拒んだり、激流となって巨大なものを押し流し、その流出物が2次的に被覆していくなどさまざまなかつ複雑です。市指定の避難場所への浸水など思いがけない事態が発生しました。24日の夜6時から12時間の降雨量を棒グラフにすると上のとおりです。深夜10時から雨が激しかったことが分かります。市の中心地域の雨量データですから、中山間では、さらに激しい雨が降ったものと推察できます。ほぼ同時間帯に高知市も同規模の豪雨でした。

調査および通報で、冠水地域と床上・床下浸水地域を特定し、下の図に示しました。
 (市災害対策本部資料)

床上・床下浸水地域



冠水地域



集中豪雨

災害援護資金貸し付け

福祉事務所 (☎06566)

被害を受けられた世帯の世帯主の人に対し、生活の立て直しに資するために災害援護資金の貸し付けを行っていますので、ご利用を検討されている人はご相談ください。

▶対象者(所得制限があり)

- I. 住居が全壊または半壊した場合
- II. 家財に被害があった場合(自動車は対象外)

同一世帯に属する者の数	1人	2人	3人	4人	5人以上
所得の合計額増	220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に世帯人員が4人を越えて1人増加するごとに30万円を加算した額
	その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円とする				

※同一世帯に属する人の所得の合計額が金額以上の場合は貸し付けできません

II. 貸付限度額は今回の災害の場合

貸付区分	貸付限度額
世帯主が負傷しなかった場合(療養に約1か月かからなかった場合も含む)	150万円
家財の被害はあるが住居に被害がない場合	(250万円)
住居が半壊した場合	170万円
住居が全壊した場合	(350万円)
住居の全体が滅失もしくは流失した場合	250万円
	350万円

※()は、被災した住居を立て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など特別な事情がある場合

締め切りは、12月末日まで

国民年金の免除について

今回の集中豪雨のために、国民年金の納付が困難な人は、免除制度があります。くわしいことは、民生課年金係(☎06555)まで、ご相談ください。

3. 納税義務者(その世帯の被保険者を含む)の農作物の減収による損失額が、平年におけるその農業収入金額の10分の3以上(農作物共済金額を除く)の損害を受けたとき(農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く)

…9月25日以降の納期の国保税に前年中の合計所得金額に占める農業所得の割合を乗じて得た額について、次の区分により減免します

合計所得金額	減免割合
300万円以下	全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
750万円超	10分の2

国保税の減免手続きは、11月24日(火)まで。前納者についても減免の対象となります。

水害復旧対策特別貸付の保証付き融資の保証料補助

商工水産課(☎06560)

市内の中小企業者の経営の安定を目的として、県が創設した「水害復旧対策特別貸付」の保証付き融資を受けられる人の保証料(0.60%)を補助する制度を設けました。

高知県水害復旧対策特別貸付

- ▶融資対象者 今回の豪雨により被害を受けた県内中小企業者
- ▶資金用途 豪雨により被害を受けた状態を被災前の状態に復旧するために必要な事業資金
- ▶融資利率 1.80%(変動)
据置期間の利子補給あり
- ▶保証料率 0.60%
- ▶融資限度額 8千万円
(内訳)設備資金5千万円、運転資金3千万円
- ▶償還期間 設備資金 10年以内(据置2年以内)
運転資金 7年以内(据置1年以内)
- ▶受付締切 12月30日(休)

II. 家屋が被害を受けたとき(償却資産も適用)

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊・倒壊・埋没などにより家屋の原形をとどめないとき、または復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損壊し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価額の6割以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根・内壁・外壁・建具などに被害を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価額の4割以上6割未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁・柱などに被害を受け、居住または使用目的を損じ、修繕または取り換えを必要とする場合で、当該家屋の価額の2割以上4割未満の価値を減じたとき	10分の4

(注)原則として天下浸水のみときは該当しません

市税の減免手続きは、11月24日(火)まで。前納者についても減免の対象となります。なお、減免申請の各用紙は、税務課・保健課・3支所(領石・岡豊・十市)・市内各農協本所および支所の窓口へ備え付けてあります。り災証明は、11月中も税務課で発行しています。

災害被世帯の国保税の減免

保健課(☎06556)

前年中の合計所得金額が、1,000万円以下の世帯に対し、次のとおり国保税を減免します。

1. 災害により納税義務者が障害者となったとき…9月25日以降の納期の国保税の10分の9を軽減
2. 納税義務者(その世帯の被保険者を含む)の所有する住宅または家財の価額の10分の3以上の損害(保険金などで補填されるべき金額を除く)を受けたとき…9月25日以降の納期の国保税を次の区分により減免します

合計所得金額	軽減または免除の割合	
	3割以上5割未満	5割以上
500万円以下	2分の1	全部
750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超	8分の1	4分の1

災害被世帯の市税の減免

税務課(☎06554)

▶市民税(第3・4期分)

1. 納税義務者が次の項目に該当したとき
 - ①死亡したときおよび生活扶助を受けることになったとき…全部
 - ②障害者となったとき…10分の9
2. 納税義務者・控除対象者などの住宅・家財に被害を受けたとき

前年の所得金額	軽減または免除の割合	
	3割以上5割未満	5割以上
500万円以下	2分の1	全部
750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超	8分の1	4分の1

※前年度中の所得1千万円以下、保険金・損害補償金で補填される金額を引いたものが該当するとき

3. 農作物に被害を受けたとき

前年の所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
750万円超	10分の2

※前年所得1千万円以下であるもの(前年所得のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く)で、損害額から農作物共済金額を引いた金額が前年作の3割以上のとき

▶固定資産税(第3・4期分)

1. 土地が被害を受けたとき

被害面積が、当該土地の面積の	軽減または免除の割合	
	8割以上	全部
6割以上8割未満	10分の8	
4割以上6割未満	10分の6	
2割以上4割未満	10分の4	

(注)流失や崩壊などの場合で、浸水のみときは該当しません

国税・県税についても、軽減・免除・徴収猶予・期限延長などの救済措置があります。くわしくは、税務署(☎03215)・県税事務所(☎02477)までお問い合わせください。

集中豪雨

災害復興住宅融資

- ▶ 申込締切 平成12年9月15日付
- ▶ 申込資格
被害を受けた住宅の所有者、賃借人または居住者
借入金の返済について確実な見込みのある人
借入金の返済について確実な保証人のある人
- ▶ 申込場所 住宅金融公庫業務取扱店と表示してある金融機関
- ▶ 融資条件
限度額 木造住宅の建設 1,100万円
木造住宅の補修 590万円
金利 年1.70% (H10.10.1現在)
返済 木造住宅の建設 原則25年以内
木造住宅の補修 原則20年以内

※問い合わせは、住宅金融公庫業務取扱店と表示した金融機関または住宅金融公庫四国支店サービス相談課(☎037-825-0511)まで

水道料金などの減額

被災された方々が家屋などを清掃するために使用された水量の水道料金および下水道使用料金について減額いたします。減額には、申請の手続きが必要です。

市水道局 (☎☎1234)
下水道課 (☎☎6563)

義 援 金

総額 6,002,590円

有志から多額の浄財をいただきました。

ありがとうございました。(敬称略・順不同)

(10月9日現在)

▶ 会社・団体

高松市、南高知県市町村振興協会、岩沼市、岩村地区環境衛生委員会、全国浄土宗青年会教養センター、生原製作所、株高知電子計算センター、金光教、小蓬自治会、明治生命保険相互会社、日本理水設計院、南国市連合婦人会、全国市議会議員会、立正佼成会、柴町公民館、四国市議会議員会、ゲートボール協会、上野日婦人会、日章地区環境委員会、高知県信用農業協同組合連合会、株議事録発行センター、高知県市町村職員労働組合有国市支部、岩沼市部課長会、岩沼市議会、第一法規出版社四国支社、西日本建設業保証株、島原市、高知銀行後免支店



10月7日、高知市から岩沼市へ義援金を届けた様子

▶ 個人

郷久保幸重、森岡章、榮芳輔、島村芳子、市川真理、西條義礼、谷口正博、山本治男、徳田昌子、村田敏高、今井澄恵、筒井孝由、藤井哲也、嶋田鶴子、中田浩、三浦政好、克枝、浜田益喜、吉井義人、近藤昌代、片岡三男、株議事録発行センター有志一同、原總一郎、岩沼市長・助役・収入役・教育長、匿名2人

農林課関係の復旧工事

堰・水路・農道などの農林施設の被災は、20か所におよびました。復旧工事のための国の査定が11月初旬から始まります。緊急を要するものから査定を受け、順次発注し、可能な限り年度内に復旧させます。

個人財産となる農地の畦畔などの復旧については、350件程度の要望があります。自己負担金を伴うため当事者と協議しながら進めます。

建設課関係の復旧工事

緊急道路の確保を第一に、応急復旧しています。10月16日現在で、市道・河川の被災は180か所以上、甚くすれば38か所で被災総額17億7千万円に達しています。まだ調査中です。公共施設災害は11月と12月の2回、国の査定を受け、順次復旧工事に入ります。現在査定を受けるための作業を進めています(可能な限り年度内に復旧させます)。

住家の崖崩れの復旧は、個人負担金が6分の1必要となっているため、協議しながら進めます。

農業委員会から要望書

今回の豪雨により、甚大な被害を受けた農業施設復旧や作物被害についての支援を求めて、10月14日に市農業委員会は、要望書を提出しました。



市災害対策本部事務局から

南国市災害対策本部は災害発生後ただちに活動をはじめ復旧に努めてまいりました。ご協力に対し、心から感謝を申し上げます。現在、事務局では今後への備えを万全にすべく関係者で協議を続けているところでございます。つきましては、市民の皆さまのご意見・ご要望など可能な限りお聞かせいただきたいと思いますので、文書などでのご提案をお願いいたします。

市災害対策本部 (☎☎6551)

〒783-8501 南国市大埔甲2301)